



平成 20 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 アロン化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 高 井 将 博
(コード番号 7882 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 芹 田 泰 三
(TEL. 03-5420-1141)

「アプローチ用手すり」シリーズ 施工強度不足に伴う製品点検・補修に関するお知らせ

標記の件、弊社製品の「アプローチ用手すり」シリーズに関し、端部の施工方法によりましては、極まれに端部に過度な力が加わった場合、可変コーナー支柱ブラケットのツメが破損し手すりが外れる可能性があることが判明しました。

弊社では、当該製品をご使用のお客様に、この事態をご報告申し上げるとともに、安全確保のため、お使いの当該製品が下記製品点検・改修対象製品に該当する疑いのある場合には、製品点検・補修へのご協力をお願い申し上げます。

お客様、関係各位の皆様には大変ご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 施工方法により、強度不足が発生する可能性のある交換・改修対象製品

製品名
アプローチ用手すり 可変コーナー支柱ブラケット
アプローチ用手すり 90度可変コーナーブラケット

2. 部材破損の恐れがある端部の施工方法

- ①「可変コーナー支柱ブラケットから片持ち支持の水平部を設ける施工方法」
- ②「可変コーナー支柱ブラケットから支柱で手すりを受けて片持ち支持の水平部を設ける施工方法」
・車イスなどからの立ち上がり時に水平方向へ強く引っ張ると可変コーナー支柱ブラケットと手すりを接続しているツメが破損し手すりが外れる可能性があります。

上記①②の施工方法により設置されている場合には、ご使用を中止いただき、下記フリーダイヤルまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

3. お客様お問い合わせ窓口

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-2-2-1 五反田 ANビル4F

アロン化成株式会社 ライフサポート事業部 お客様相談室

フリーダイヤル 0120-86-7735

(受付時間 9:00~17:00(12:00~13:00は除く) 土・日祝祭日を除く)

以 上

平成20年2月15日

介護ベッドをご使用の関係者の皆さまへ

日本福祉用具・生活支援用具協会
医療・介護ベッド安全普及協議会**介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についてのご注意**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

介護ベッドの使用における事故が少なからず発生しており、使用者の生命に関わる重大な事故も複数件発生していることが明らかになっております。事故防止のためには、製品そのものが安全であることは当然ですが、ご利用される皆さまにおいてもお使いの介護ベッドの特性をご理解いただき、取扱い説明書等に記載されている注意事項をお守りいただきご利用されることが安全確保の上で欠かせません。

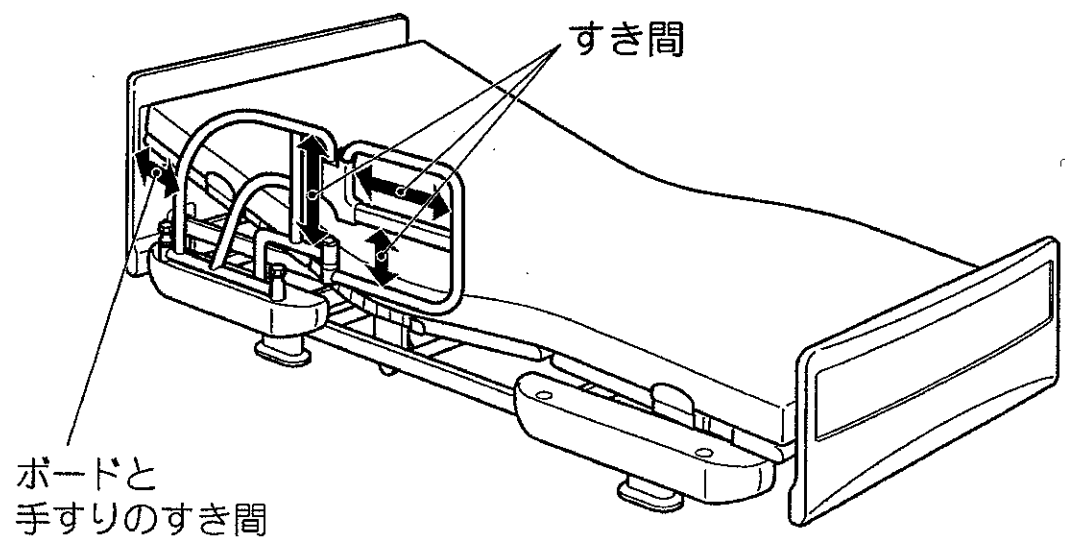
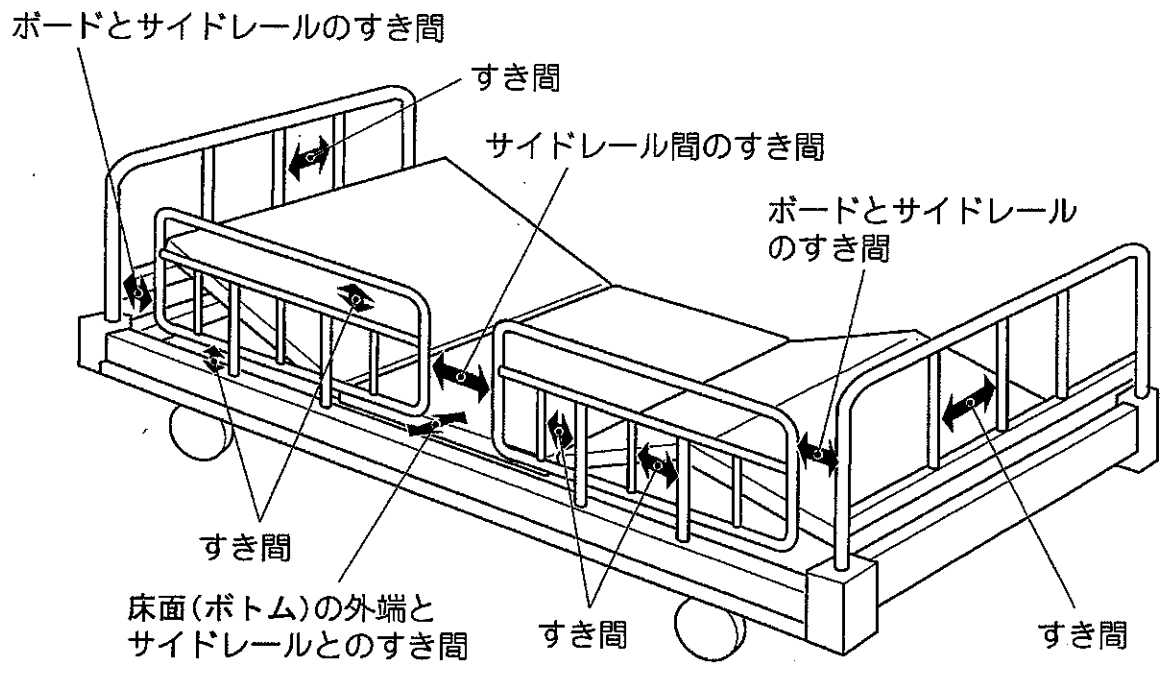
つきましては、これまでに発生した事故事例を踏まえ、事故の発生を未然に防止するために利用者の皆さまにお守りいただきたい注意事項をご紹介しますので、以下についてご確認下さい。

サイドレール・手すりのすき間について

サイドレールや手すりは用途により形状や構造が異なるため、いろいろなすき間を内包しています。また、こうした製品内部のすき間ばかりでなく、ベッド本体との組み合わせによっても同様のすき間が生じることとなります。このようなすき間によりベッド上で療養される方々の視野が確保されるとともに、閉塞感が軽減され、療養環境の向上にも繋がります。

しかし、このすき間に挟まれることにより事故が発生することがあります。特にベッド上で予測できない行動をとる可能性がある方や、自力で危険な状態から回避することができない方などにはご注意ください。

また、こういった方に使用する際は、すき間をクッション材や毛布で埋めるなど事故を防止するための工夫をお願いします。



すき間による事故事例

事例1: ベッドの外で転倒してサイドレールと手すりのすき間に首がはさまり死亡した。

事例2: 使用者がベッドの端に座り左手で手すりの開放部分をつかんでいたが、踏ん張りがきかず、床へずり落ちてしまった。その際、手すりの折れ曲がる部分に左手上腕部がはさまり怪我を負った。

事例3: 手すりのすき間で首を吊った状態で発見され病院に運ばれたが死亡した。

事例4: サイドレールのすき間に首を入れ、窓を開閉しようとした際にリモコンスイッチが入ったため背上げ部分が作動し、ベッドの背とサイドレールとの間に首がはさまって窒息死していた。

事例5: サイドレールとサイドレールのすき間に首をはさまれ死亡した。

●注意事項

- ・サイドレールや手すりのすき間、ボードとのすき間に身体の一部(特に頭や首)が入ると抜けなくなり、身体の傷害や生命にかかわるけがをするおそれがありますので注意してください。
- ・身体の一部(特に頭や首)がサイドレールや手すりにあたり圧迫されると身体の傷害や生命にかかわるけがをするおそれがありますので、注意してください。
- ・サイドレールや手すりは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品ですので腰掛けたりしないでください。負荷に耐えられず製品が破損又は固定が解除されることによって転倒するおそれがあります。
- ・身体の一部(特に頭や首)がすき間に入った状態でベッドを操作するとはさまれて身体の傷害や生命にかかわるけがをするおそれがありますので注意してください。
- ・ベッドと異なるメーカーのサイドレール等を使用した場合、通常よりもすき間が大きくなって、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防することが出来なくなるおそれがありますので組み合わせないでください。

すき間以外の事事故事例

事例1: 手すりに捉まりベッドから立ち上がろうとした際、固定されていたはずの手すりが動き、転倒し、肋骨にひびが入った。

事例2: 着衣がベッドの手すりの固定用ノブに引っかかり頸部圧迫をおこし、窒息により死亡した。

事例3: 被介護者が可動式サイドレールにつかまり立ちしたところ、金具が破損しバランスを崩して転倒したため介護者が首と肩を打撲した。

●注意事項

- ・思わぬけがをしないように、製品に異常(手すり本体がぐらついたり、ストッパーの固定が出来ないなど)がないか定期的に点検してください。
- ・サイドレールや手すりの操作がうまくできない方には、転落等の事故を防止するためにも操作させないでください。
- ・固定(ロック)は確実に行ってください。
- ・ベッドの上からサイドレールや手すりを操作する際は転落に注意してください。

以上

参考

写

医政総発第0311001号
平成20年3月11日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療機関用・介護用ベッドのサイドレール・手すりによる事故について
(注意喚起)

医療安全の確保については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）等を参考に貴管下医療施設等に対する指導方お願いしているところである。

さて、昨年5月14日から施行されている改正消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、介護ベッド用手すりに関する重大製品事故が、本年2月1日までに経済産業省に5件報告されている。これに関しては、別添「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」（平成20年2月15日厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課）が発出されているところである。

医療機関においても、同様の事故が相次いで2件発生したことが明らかとなった。これらは、医療機関用ベッド使用の際、死亡に至るといった医療機関用ベッドのサイドレールに係る重大製品事故に関する事例である。

については、医療機関における医療機関用・介護用ベッドの使用に際しては、製品の特性を理解し、同種の事例の発生を防止するための工夫を採るよう助言等を行うなど、貴管下医療機関等に対して周知徹底するとともに、同製品の使用に当たっての注意喚起についてよろしく願います。

事 務 連 絡

平成20年3月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課
企画課地域生活支援室

障害者等における重大製品事故発生等に関する注意喚起のお願いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進については、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、アロン化成株式会社においては、同社製造の手すり「アプローチ用手すり」の施工方法によっては、強度不足が発生する可能性があることが判明したことから、別添1のとおり製品点検・補修を行うこととしたところです。

また、先般、日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会においても、介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起に関して、別添2のとおりプレス発表がされたところです。

つきましては、障害者等の日常生活全般を支援する観点から、本製品等の取扱いが適切に行われるよう御理解・御協力いただくとともに、改めて補装具や日常生活用具の適切な利用がなされるよう、貴管内市町村、関係機関、関係団体及び利用者等に対しても、広く注意喚起くださいますようお願いいたします。

なお、今般の医療機関における医療機関用ベッド等の重大製品事故については、「医療機関用・介護用ベッドのサイドレール・手すりによる事故について（注意喚起）」（平成20年3月11日医政総発第0311001号厚生労働省医政局総務課長通知）が発出されていることを申し添えます。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課地域生活支援室社会参加支援係

TEL 03-5253-1111 (3074)

FAX 03-3503-1237